

人権相談の現場から

障害者に関する相談

事例①

相談 統合失調症（※注）の女性のところに、知らない人から電話がかかってきた。女性は、「金を返せ」と迫られるので、家に帰るのを怖がっている。しかも一人暮らしで、家に訪ねて来たらと考えると夜も眠れない。最近は、ますます頻繁になってきているので、体調を崩し、追い詰められている。

対応 本人宅を訪問、確認したところ、2件の債務があることが判明。転居費用として15万円を消費者金融より借りることを不動産業者より勧められたもので、月々1万5千円返済していたが、通帳を紛失しており詳細は分からない。もう一つは、和服セットを業者に勧められ、クレジット会社を利用して購入したもので、品物も受け取らず、未払いのまま放置していた。いずれも、本人の理解のないまま契約に至ったようである。

この間、本人は自殺未遂などが頻繁にあって、その度に入退院を繰り返している。この問題にどう対応してよいか解らず、それが不安定になる一因になっていたようである。自宅には裁判所から仮執行の書類が届いていたこともあって、本人と共に大阪後見支援センターに相談のうえ弁護士の援助を受けた。その結果、両契約とも払いすぎの事実を確認、あるいは業者との合意により、債務がないこととなった。

日常生活における金銭管理について、統合失調症の人やその保護者が知識を高められるような支援策や、相談窓口の周知が必要である。

（※注）統合失調症（Schizophrenia）

「精神分裂病」という病名は、「精神それ自体の分裂」と解されることが多く、そのことが医学の一病名の枠を越えて、患者の人格の否定など、精神病に対する差別や偏見につながる一つの要素であるため、名称が変更されました。

事例②

相談 作業所の関係者より寄せられた相談。作業所に通う知的障害者の身体にアザなどの傷が見受けられる。家庭で家族から暴力を受けているようだが、どのように対応すればよいか。

対応 関係機関（福祉事務所、作業所、知的障害者サポートセンター）によるケース会議を開催し、当面の対応を協議することを提案した。会議においては、▽作業所において事実関係の把握▽本人への働きかけ（意思の確認等）▽家族への働きかけ（家族の抱えている問題の把握。本人へのショートステイなど、様々な福祉サービスの活用）▽緊急時の対応（本人からのSOSのサイン

を受け止め、逃げ場所の確保）などについて協議し、具体的に対応していくことになった。

その後、福祉事務所、作業所職員が本人・家族へ働きかけた結果、兄を含め、家族の不安定な状況が徐々に改善され、本人も安定した生活を取り戻すこととなった。以後、関係機関の見守りが継続されている。

知的障害者に対する権利侵害は、被害者本人の被害意識があいまいで被害を訴える力も弱いことが多いことから、発見が遅れることになりやすい。

また、本人の意に沿わないかたちで介入することもむずかしいという状況はあるが、本人を取り巻く関係機関が権利擁護の視点に立って、的確な状況把握と機敏な対応を図ることが重要である。

障害者に関する主な相談機関

【大阪府相談機関】

- ・知的障害者サポートセンター
大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館内
TEL 06-6768-0817 FAX 06-6768-8097
- ・こころの健康総合センター
大阪市住吉区万代東3-1-46
TEL 06-6691-2811
- ・身体障害者更生相談所
堺市城山台5丁1-2 府立障害者交流促進センター内
TEL 072-294-7961 FAX 072-294-7962

【法人等相談機関】

- ・社会福祉法人大阪府総合福祉協会（大阪府福祉人権推進センター）
大阪市浪速区久保吉2-2-3 TEL 06-6561-4194
- ・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター
大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階
TEL 06-6764-5600
- ・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会
大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階
TEL 06-6191-3130
- ・財団法人大阪府地域福祉推進財団（障害者交流促進センター〈ファインプラザ大阪〉）
堺市城山台5丁1-2
TEL 072-296-6311 FAX 072-296-6313